

### 1 教育・育成

#### (1) 現状と課題

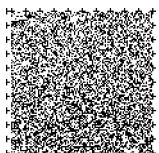
障がいのある子どもに対しては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、健康診査等によりできるだけ早期に障がいを発見することが重要です。特に発達期にある乳幼児期においては、障がいの程度に応じて適切な治療と訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となることから、そのための適切な療育を実施することが必要です。

障がいのある子どもの数の増加傾向および対象となる障がいの種類の多様化が進行しています。このため、特殊学級で対象としてきた子どもに加え、通常の学級に在籍しているLD, ADHD, 高機能自閉症等の子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育的な支援が必要です。

これらの支援を適切に行うためには、乳幼児期から学校卒業時にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一体となって障がいのある子どもやその保護者に対する相談と支援を行うことが重要であり、それぞれの関係機関相互の連携が必要です。

#### (2) 基本的な考え方

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび自閉症、LD, ADHD等の発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ります。



本人および保護者の意向を十分に尊重し、最も適切な教育を受けることができるよう、就学指導体制の充実や教育施設の整備を進めるほか、障がいのある子どもの特性に応じた多様な教育を展開し、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもに関する研修体制の整備や情報提供の場の確保を図ります。

### (3) 施策の推進方向と主要施策

#### ア 障がい児療育の充実

##### 《主要施策》

###### (7) 保健、医療、福祉、教育の連携

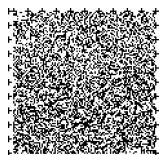
発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の一層の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図ります。

児童相談所や保健所、医療機関、児童福祉施設、学校など地域の関係機関相互の連携を図り、医療・療育相談、指導・訓練等が必要な子どもやその保護者を総合的に支援していく体制の整備に努めます。

###### (4) 療育体制の充実

在宅で障がいのある子どもを養育している家庭を支援するため、療育に関する相談や指導に努めます。

発達支援センターや発達障害者支援センターなどの療育・教育関係機関等との連携により、自閉症、LD、ADHD等の発達障がいを有する子どもやその保護者などに対する相談・指導等の支援体制の充実に努めます。



療育・幼児教育に関する関係機関の情報交換の場の設定や、職員に対する研修会の開催、就学指導委員会との連携などにより、職員の能力の向上を図ります。

#### (ウ) 障がい児保育の充実

保育所等における障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、交流を重視した保育の実施などにより、成長発達を促進する障がい児保育の充実を図ります。

#### イ 学校教育の充実

##### 《主要施策》

#### (7) 教育相談・指導体制の整備

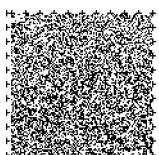
障がいのある子どもの不適応や不安の解消を図るとともに、一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、心身の発達または適応についての悩みや問題のある子どもと保護者、関わりのある教職員等を対象とする教育相談を学校と家庭、関係機関との連携のもとに行うなど、相談・指導の充実に努めます。

#### (イ) 教育内容の充実

障がいのある子どもが、その能力を最大限に發揮できるよう、一人ひとりの障がいの状況や能力に応じた教育を進めるとともに、教育の内容について一層の工夫・改善に努めます。

#### (ウ) 障がいの特性に配慮した教育の充実

身体障がい、知的障がいおよび自閉症、LD、ADHD等の発達障がいにより、特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援の充実に努めます。



## (イ) 職員研修の充実

特別支援教育について、教職員の研修等の一層の充実により、指導力の向上を図ります。

## (オ) 学校外活動の推進

休日の拡大などに伴い、余暇の活動を充実させるため、障がいのある子どもがボランティア等と関わりながら、幅広い分野で学校外活動ができる体験の場と機会の確保に努めます。

## (カ) 施設のバリアフリー化の促進

障がいのある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設のバリアフリー化を促進します。

